

指宿港海岸海岸協力団体の指定について

末藤 めぐみ¹・越智 賀紀²

^{1・2}九州地方整備局 鹿児島港湾・空港整備事務所

(〒892-0835 鹿児島県鹿児島市城南町 23-1)

鹿児島県指宿港海岸において、2020年（令和2年）7月に整備区間の一部完成に伴う一般開放を実施するにあたり地域の実情に応じた海岸管理の充実を図るため、海岸法に基づく海岸協力団体の指定を行った。本稿では、海岸協力団体の指定について、制度、規程、募集から指定に至るまでの過程等について報告する。

キーワード 指宿港海岸、海岸管理、海岸協力団体、海岸法

1. はじめに

海岸において清掃や植栽等の活動を自発的に取り組んでいる団体等は様々あるが、海岸協力団体制度は海岸の維持等に関する様々な活動を自発的に実施している団体や法人を海岸協力団体として指定し、海岸管理のパートナーとして活動することにより地域との連携強化を図り、地域の実情に応じた海岸管理の充実を図ることを目的としている。

九州地方整備局では、2020年（令和2年）7月31日に「指宿港海岸保全推進協議会」を指宿港海岸の海岸協力団体に指定した。

これは九州地方整備局管内の港湾海岸では初の指定となる。



図-1 指宿港海岸の現況（2020年5月撮影）

2. 指宿港海岸の概要について

指宿港海岸は、鹿児島県の薩摩半島南東部、国内でも有数の温泉観光都市である指宿市に位置し、背後には住宅のほか砂むし温泉等の観光施設や多くの宿泊施設が立地している。

かつて海岸には浜競馬や海水浴などが楽しめた豊

かな砂浜があったが、1951年（昭和26年）のルース台風により大量に砂が喪失し、その後も砂浜の侵食が続いたため、度々高潮等による浸水被害が発生した。

特に、2012年（平成24年）の台風16号では、背後住宅の3階まで到達する越波により住民や観光・宿泊施設に被害をもたらした。

また、背後地を守る海岸保全施設である護岸は築造後60年を経過しており、老朽化により護岸の隙間から土砂が吸い出されることで背後道路に陥没が発生する等、通行に支障をきたしている。

このため、指宿港海岸湯の浜地区の約1.8kmを対象に、沖に新しく離岸堤及び突堤を設置し、陸側には護岸及び養浜により砂浜を再生することにより、段階的に波浪低減効果を発揮する「面的防護」を採用した整備を2014年度（平成26年度）から国が行っており、さらに護岸背後には指宿市が緑地を整備している。

なお、2020年（令和2年）7月23日には整備を終えた約200mの区間（図-1）について一般開放を行った。

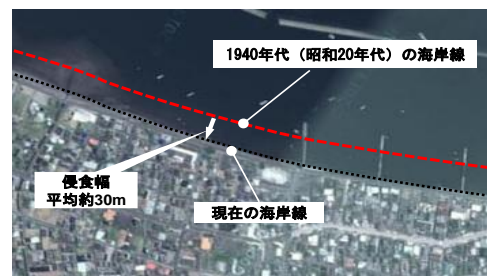


図-2 海岸線の変化

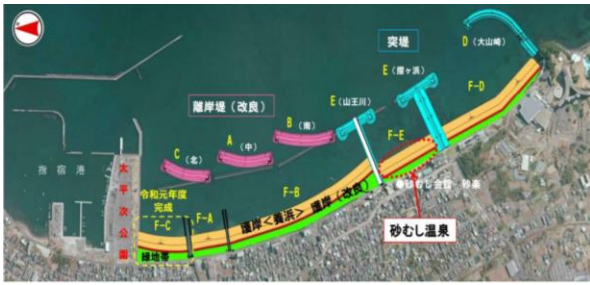


図-3 指宿港海岸整備施設計画

3. 海岸協力団体制度について

(1) 海岸協力団体制度の概要

海岸協力団体制度は、海岸協力団体を指定し、活動を行うことにより地域の実情に応じた海岸管理の充実を図ることを目的に2014（平成26年）年6月の法律改正により海岸法第23条の3に位置付けられた。

海岸協力団体は海岸管理者によって指定されるが、国直轄工事により海岸保全施設の新設等の工事を行っている場合は、海岸管理者に代わってその権限を行うため、海岸法施行令第1条の5第1項第31号に基づき、前述のとおり海岸協力団体の指定を九州地方整備局が行ったものである。

海岸協力団体に指定されるメリットとしては、活動に際して海岸法において必要な許可手続きが協議手続きとなること、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながる事が挙げられる。

海岸協力団体の指定後は、海岸協力団体は海岸管理者へ活動内容の報告を行う必要があり、また必要に応じて海岸管理者から指導又は助言、改善を命ぜられる場合がある。

なお、海岸協力団体の指定数について、海岸法上、特段の定めはないことから、同一海岸の同一地区で同一の活動を行う団体を複数指定することは可能であるが、活動時期が同じ場合には協働して活動を行うなど他団体との重複をどのように解決するかが問題になると考える。

(2) 海岸協力団体指定準則について

海岸協力団体の指定を行うにあたっての具体的な実務については海岸協力団体指定準則（以下「準則」という。）に定められている。

a) 準則に定められている主な事項

海岸協力団体指定準則に定められている主な事項としては、

- ① 募集要項を作成し、公募を行う。
- ② 申請資格として、
 - ・代表者が定まっていること
 - ・事務所の所在地、構成員の資格、組織運営に関する事項等を内容とする規約があること
 - ・適切な経理事務及び会計処理が行われていること
 - ・法人等の構成員が5名以上いること

- ・法人等の設立後5年以上が経過していること
 - ・宗教活動、政治活動を活動目的としないこと
 - ・暴力団又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと
 - ・直近1年間の税を滞納していないこと 等
- ③ 申請書類として、
 - ・規約、構成員名簿等が記載されているもの
 - ・直近数年分の活動実績報告書
 - ・指定後数年間の活動実績計画書
 - ・法人等の監査報告書又は収支計算書、納税証明書
 - ・公序良俗に反しない旨の宣誓書 等
 - ④ 提出書類に基づき申請資格の確認、活動実績報告書及び活動実施計画書の審査を行う。
 - ⑤ 審査基準について、活動実績報告書は継続性、公共性、活動姿勢、活動実施計画書は実効性、貢献度、協調性について確認を行う。

b) 具体的な確認内容及び確認方法

上記 a) ⑤の具体的な確認内容、方法については、港湾局海岸・防災課発出の事務連絡があり、活動実績報告書は継続性、公共性、活動姿勢について、活動実施計画書は実効性、貢献度、協調性について確認、審査を行う。
主な内容については以下のとおりである。

① 活動実績報告書について

■継続性

直近概ね5年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続して行っていること。

【確認内容】

- ・植栽、海岸の清掃等（維持管理）
- ・不法行為の監視、利用状況の把握等（情報収集、提供）
- ・希少動植物の研究等（調査研究）
- ・安全利用講習、環境教育等（啓発）
- ・その他、上記活動に付随する活動

【確認方法】

活動報告書により確認する。いずれの活動にも該当しない場合は、審査基準を満たさない。

■公共性

活動実績が海岸管理者から後援、共同で実施した活動等、海岸管理者との協力関係が認められる活動であること。

【確認内容】

- ・共催、後援など公式の協力関係が複数回ある
- ・共同で実施した企画又は活動が複数回ある
- ・活動に対する表彰実績がある
- ・上記に準じた九州地方整備局長が認める活動実績がある

【確認方法】

協議書、申請書、委嘱状、表彰状等の写しにより確認する。いずれにも該当しない場合は、審査基準を満たさない。

■活動姿勢

【確認内容】

海岸管理又は他の民間団体等の活動の支障又は

おそれがある行為を行っていないこと。

【確認方法】

行っていることが確認できた場合は、審査基準を満たさない。

② 活動実施計画書について

■実効性

過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画書の実効性が認められること。

【確認内容】

- ・活動実績等を勘案し、活動実施計画の適正かつ円滑な実施体制が確保されている
- ・活動実績等を勘案し、活動実施計画に妥当性がある

■貢献度

海岸管理に対する貢献が認められること。

【確認内容】

- ・期待している具体的な活動内容、活動区域を理解し、それを踏まえた活動方針、活動メニューがある
- ・海岸管理者又は九州地方整備局長への協力姿勢があり、円滑な実施が見込まれる

■協調性

地域との協調性が認められること。

【確認内容】

- ・地域への配慮等があり円滑な実施が見込まれる
- ・地域と連携した活動実施計画である

4. 公募から指定までの検討項目について

(1) 公募の方法及び期間

公募を行うことは準則に規定されているものの、その方法、公募期間については定めがないことから、行政手続法に基づくパブリックコメント制度を参考に、期間を1ヶ月として、九州地方整備局及び当事務所のホームページでの募集を行った。

また、準則を参考に「指宿港海岸「海岸協力団体」募集要項」を作成し、ホームページからダウンロードができるような掲載を行った。

(2) 活動希望区間の明示

海岸協力団体を希望する団体が複数あり、活動内容が重複する場合、指宿港海岸は約2kmと延長が短いから、協働して行うことも想定されることから、活動を希望する区間を明示させることとした。

(3) 審査機関の設置

申請資格の確認は、添付書類の有無、申請資格を満たす書類であるか確認を行い、不足であれば追加資料を求めればよく、また確認内容は3.(2) a) ②にある各項目に対する事実確認を行えばよいことから、九州地方整備局のみで確認行為を行うことについて特段の問題は生じない。

しかし、活動実績報告書、活動実施計画書の審査については、事実確認だけでなく、その妥当性、将来性等を審査するものであり、恣意的な判断を排除

する必要がある。

そのため、第三者による委員会方式を採用した。

委員については、学識経験者として鹿児島大学教授、海岸管理者である鹿児島県港湾空港課長、地元市町村として指宿港海岸が所在する指宿市産業振興部長の3名に委嘱を行った。

(4) 委員会の開催

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、委員を招集しての委員会は開催せず、各委員へ個別に説明を行うこととした。

スキームの構成にあたって、当事務所にて確認・審査した結果を九州地方整備局長へ上申し、九州地方整備局長は委員会の設置に伴う委員の委嘱を行うとともに、当事務所から各委員へ個別説明を行い、意見書を提出してもらう旨の通知を行った。

なお、当事務所からの各委員への説明については、項目毎に確認内容、確認方法、記載頁、判定を記載した一覧表を用いて行った。

5. 申請団体の活動概要について

申請があった団体は1団体のみであった。

申請団体である指宿港海岸保全推進協議会は、地域住民及び事業者団体並びに行政機関等が指宿港海岸の保全について協働して推進し、美しく安全でいきいきとした海岸を次世代に引き継ぐことを目的に2009年（平成21年）に設立された団体である。

団体の構成員は、指宿商工会議所会頭を会長に、商工会議所、観光協会、公民館長、漁業協同組合、建設業組合、旅館組合等の方が委員となっている。

活動実績については、海岸の利用や砂浜の環境保全を図り、海辺と地域の人々の繋がりを培うことを目的に、地元小学校の授業の一環として指宿港海岸でのヒラメ稚魚の放流会や約50チームが参加するビーチバレー大会やカヌー・バナナボート体験教室、ビーチヨガといったイベントを開催している。

また、行政機関等が主催する海岸清掃に積極的に参加するだけでなく、ビーチバレー大会の際には海岸清掃もあわせて実施されている。



図-4 ヒラメ稚魚放流会の様子

さらには、指宿港海岸整備事業に対する地元要望や意見の反映を図るため、年数回のワークショップを開催するなど、行政機関等と一体となった取り組みを行っている。

なお、これらの活動に対しては、長年にわたる活動の継続性、公共性が評価され、2019年度（令和元年度）には九州地方整備局長から「海の日」の海事関係功労者として表彰されている。

6. 申請書の審査について

提出書類の記載内容を一覧表に転記し、項目毎にチェックを行った。

(1) 申請資格の確認

申請資格は、3. (2) a) ②の項目毎にチェックを行い、全ての項目が要件を満たしていることを確認した。

(2) 活動実績報告書の確認

活動実績報告書は、継続性及び公共性についてはそれぞれに定められている確認方法によりチェックを行い、要件を満たしていることを確認した。

なお、活動姿勢については鹿児島県及び指宿市の関係部局へ聞き取りを行い、特段の問題がないことを確認した。

(3) 活動実施計画書の審査

活動実施計画書は、提出書類の内容を一覧表に転記し、それぞれの確認方法によるチェックを行った。

a) 実効性の審査

実効性について、活動実績報告書との相違の有無を確認したところ、実績のある活動を引き続き行うこととしており、活動時期、活動者数、実施に向けての目標、注意事項が具体的に記載されていることから妥当性があると判断した。

b) 貢献度の審査

貢献度について、海岸の美化、海岸に触れる機会の提供、ワークショップを通じた官民連携の架け橋としての活動、海岸清掃を通じた海岸管理・安全利用点検への協力等、地域との連携強化、地域の実情に応じた海岸管理の充実を図られることから、妥当性があると判断した。

c) 協調性の審査

協調性について、ワークショップやイベントを通じて指宿市と住民の意思疎通、意見集約が図られ、地域が一体となって指宿港海岸のより良い利用が図られることが期待されることから、妥当性があると判断した。

(4) 各委員への説明

これらの判断について、各委員へ説明を行い、各委員から当事務所が行った申請資格の確認及び審査の妥当性についての判断は適正であると判断する旨の意見書を徴収した。

7. 指定証の交付について

海岸協力団体を指定した場合には、準則に基づき指定証を発行する必要がある。

指定証の交付にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から福岡市の九州地方整備局ではなく指宿市役所にて交付式を執り行い、九州地方整備局副局長から団体代表者へ指定証を手渡した。

指定証の交付にあたり、指宿港海岸保全推進協議会会長は、

- ・7月23日の一般開放では市民に向けささやかなセレモニーを行ったが、市民がとても感謝している様子を見て、事業に寄せる期待がよりいっそう高まったと感じた。
 - ・今回の指定を励みにより一層の取り組みを行っていききたい。
- と挨拶している。



図-5 指定証交付の様子

8. おわりに

現在、国において、かつての美しい砂浜を海岸に取り戻し、住民が安全・安心して暮らしているような海岸整備を鋭意実施している状況である。

漸く一部区間の一般開放を行えた段階ではあるが、今後は整備だけでなく、海岸の利用方法、維持管理が問題となってくる。

今回の海岸協力団体指定により、一般市民への海岸協力団体の認知度が高まり、海岸管理のパートナーとして地域とのさらなる連携強化が期待されるが、美しく安全でいきいきとした海岸を維持し、次世代に継承していくためには、海岸清掃、環境教育等の団体活動をより一層推進していく必要がある。

そのためには、これまで以上に官民一体となった取り組みを推進していくことが重要であり、海洋環境の維持・海岸利用の促進活動等を継続できるよう、国、県、市が海岸協力団体と協力して様々な課題に取り組んでいくことで、指宿港海岸がより魅力のある場所となることを目標に尽力したいと考える。